

平成24年9月第13回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成24年9月12日第13回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	鈴木高行
9 番	鈴木邦昭	10番	渡邊健一
11番	四宮規彦	12番	高野進
13番	熊澤勇	14番	佐藤アヤ
15番	島田金一	16番	鞠子幸則
17番	佐藤實	18番	安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
企 画 財 政 課 復興管理専門官	山 中 松 樹	用 地 対 策 課 長	佐々木 人見
税 務 課 長	佐 藤 邦 彦	町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦
福 祉 課 長	阿 部 清 茂	被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫
健康推進課長	佐々木 利 久	農 林 水 産 課 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長	東 常 太 郎
商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長 復興まちづくり 課 長	酒 井 庄 市	都 市 建 設 課 長	日 下 初 夫
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 橋 伸 幸	上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄
学 務 課 長	齋 藤 良 一	教 育 長	岩 城 敏 夫
監 査 委 員	遠 藤 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	鈴 木 久 子
	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事 兼庶務班長	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第76号 土地の取得について（亶理町災害公営集合住宅（荒浜）整備事業）
- 日程第 3 議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第80号 亶理町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第81号 亶理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例
- 日程第 8 議案第82号 亶理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例
- 日程第 9 議案第83号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第84号 平成24年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第85号 平成24年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第86号 平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第87号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第88号 平成24年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 報告第 6号 平成23年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第17 報告第7号 平成23年度亙理町水道事業会計の資金不足比率に
ついて

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、4番 小野一雄議員、5番 佐藤正司議員を指名いたします。

日程第2 議案第76号 土地の取得について（亙理町災害公営集合住宅
（荒浜）整備事業）

議長（安細隆之君） 日程第2、議案第76号 土地の取得についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） それでは、議案第76号 土地の取得につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページ目をお開き願いたいと思います。

議案第76号 土地の取得について。地方自治法第96条第1項第8号の規定により次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1、事業名。亙理町災害公営集合住宅（荒浜）整備事業。
- 2、所在地。亙理町荒浜字八幡49番。外14筆。

3、面積。1万2,445.62平方メートル。

4、金額。5,736万5,756円。

5、契約の相手方。宮城県名取市増田二丁目7番51-308号。菊地英夫、外1名。

2ページ目のほうには、今回の土地を取得する際の明細表ということでつけさせていただいております。亙理町荒浜字八幡49番、地目 田、面積が365.87平方メートルから一番下の亙理町荒浜字西木倉69番1の宅地、991.69平方メートル、全15筆、1万2445.62平方メートルでございます。

参考までに、下のほうに買収単価といたしまして宅地1万1,500円、1平米当たりです。田の地目については4,000円、畑については4,100円ということで今回契約のほうを進めさせていただきました。

3ページ目のほうにつきましては、位置図ということになります。荒浜のほうの入り口のところの荒浜築港線と町道鳥屋崎三丁目線の交差する北側の部分ということで、ここの地点に災害公営住宅を建設する用地として取得をさせていただくと。

4ページ目につきましては、公図の写しということになってございます。

以上です。よろしくご審議方お願いしたいと思います。（「何だ、この音。携帯」の声あり）

議長（安細隆之君） 携帯電話の電源を切るなりしてほしいと思います。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、入居希望者の意向もあるんですけども、例えば高齢者だけになってしまうとまずいです。やっぱり20代の若い世代、子育て世代、40代、50代の中老年世代、そして60代のお年寄り世代というふうに、全体的に集合住宅の場合は全世帯を均等に入るようにしておかないと、高齢者だけの世帯になると困ると思うんですね。そこら辺はどう考えていますか。当然入居する人たちの意向も大事ですけども、その点どうですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回の災害公営住宅の整備に当たりましては、各世代間が入居していただきながら、団地の中でこれからまた生き生きと生活をしていただきたいという思いもございます。したがって、各世代間が利用していただく

際に必要な整備という部分については、国のほうで示している整備基準等に照らしながら整備をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今までの町の公営住宅もそうなんですけれども、建物はつくりました、そして入ってくださいという、こういう感じですね。ただし、今後は建設する段階から住民の皆さんの話し合い、例えば1階を店舗にするとか、住民の皆さんと話し合っってこういう集合住宅をつくりたいんだというのが大事だと思うんですね。今までの従来どおり、建てました、はい、入ってください、こう上からでなくて、住民の皆さんの思い、話し合いで建設するというのが大事だと思うんですけれども、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） ただいまご質問ありましたように、例えば災害公営住宅の建設に当たりまして、ほかの機能を含めた多機能型にするということも当然考え方としては検討させていただきました。今回荒浜のほうに建築する予定の災害公営住宅につきましては、いろいろ検討はさせていただきましたが、残念ながら、例えば商店が入っていただくとか、あるいはほかの機関、施設に入っていただくというふうな部分については今回見送らせていただくということになっています。

そういった中で、例えばそこに生活をされる方が、いろいろこれまでの地元での生活とはまた変わった形での生活環境が出てまいるということで、できるだけ震災前の環境に近づけるような環境整備ということで、例えば災害公営住宅の敷地内に、小さいスペースにはなるかと思いますがけれども、畑をつくりまして、それぞれそういった作業をしていただくことで住民との交流とかそういった部分を含めて活動していただけるような環境もつくっていききたいというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 買収単価なんですけれども、田んぼの場合4,000円なんです。逢隈西部のときの公共ゾーンの取得は、たしか5,000円だったんです。違いますか。5,000円でしたよね、1平米。中央工業団地の場合は3,000円なんです。何でこういうふうに違うんですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） それでは、買収単価の農地の関係でございますが、議員もご承知のとおり、土地を買収する場合には、地目ごとに土地の状況が類似している地域を定めるわけでございます。その中で標準的な土地を定め価格を決定するわけでございますが、この場所につきましては、農振と言いますけれども、宅地化の影響を受けた農地というふうな、今回不動産鑑定をもちろん入れているわけなんです、公共事業をやる上で。宅地化の影響を受けた農地ということで、やはりこの類似的な要件を満たす価格として田んぼが4,000円というふうな鑑定評価のもとで買収をさせていただいたということでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今のに関連しますけれども、地権者との用地交渉の経過、それをまずひとつお願いします。今説明があった4,000円、4,100円、1万1,000幾らというような単価が出てきたけれども、鑑定評価に基づいたとか、近傍類似とか、そういうものを参考にしてこの取得価格を設定したと言っているけれども、実際の価格からすれば、工業団地が条件的にはここの土地の条件よりもずっといいし、利用する場合、あとここは被災土地というのも勘案した場合、工業団地に提供された方々の比較検討した場合、不平不満があると。そのようなことがどのようにこの価格に設定されたのか、その辺の経過を伺います。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） また同じような説明になるとは思いますが、今回不動産鑑定を入れたという経緯は、こういった災害関係の中で今回事業が広大なわけなんです。それで、この災害公営住宅だけじゃなくて、国土交通省で行っております河川堤防の買収、それから防災集団移転、亘理町の現状の土地評価をまずきちんとした形を出さなければならないということが、地権者に対する大前提でございます。そういった中で、先ほども申し上げましたが、あくまでもここの農地につきましては、農振農用地ではなくて白地ということで、宅地化の影響を受けた農地ということで田んぼが4,000円、畑は4,100円という価格を設定しております。

それから、この宅地につきましても、前に議員さんたちにもお示ししましたが、災害危険区域内の宅地の単価等もお示ししております。震災格差率等の問題もござ

いますが、この宅地の現在の評価としてはこの1万1,500円が妥当な不動産鑑定だということが出ておりますので、この価格で契約の申し出を行い、地権者からの了解を得て契約を行ったという次第でございます。（「工業団地は」の声あり）

工業団地の関係でございます。工業団地については、平成21年に買収を行っておりますが、やはり工業団地については農振農用地ということで、農地としての価格的なことがあって3,000円というのが当時定められて契約に至ったというふうに思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 確かに農用地の中でも農振農用地と他の農地との場合の違いというのはわかるんですけども、町で評価している分については、白地であれ黄色であれ評価には変わりはないと、農地としての。ただ、宅地転用の場合のことは考えて、白地の分には色をつけているかもわかりませんが、評価については同じであると。白も黄色も同じなんです。そういうところを考えると、誰が見ても土地の条件、今回取得する土地の条件と工業団地のこの前仮設住宅を建てたところの条件、誰が見たって、鑑定入れたっていろいろ言うかもしれませんが、一般的に見れば、土地の条件からすればあちらのほうが土地の単価からすれば上ですよ。そうした場合、5年前、町が互理方式ということで農振農用地を宅地に転用の変えたけれども、そういう手法もいろいろ簡単にとれるということを考えれば、実際こういう農地を選んだかもしれませんが、皆さん、一般常識に考えて誰も、皆さんだっであっちに住むのと工業団地に住むのとどっちをとると言われた場合、工業団地のほうに住みたいと。なぜかという、条件がいいから。それなのに、農用地だから、白地だからと差別をすると。実際、実勢価格で言ったらあっちのほうが高いですよ。そういう経過があるのに、1,000円の差がついた。そういうのは、工業団地を提供した方々に対してどのように説明するんですか、町長は執行者として。町長の考えをお願いします。町の金の執行をするのは町長だから。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま用地対策課長が申されたとおり、やはり工業団地については農振農用地であるということ、そして平成21年の取得の評価額に基づく内容、そして今回の集団移転の箱根田地区につきましては、ご案内のとおり農振ではありません

けれども白地であるということと、都市計画街路であります荒浜港今泉線と1級町道であります三丁目鳥屋崎線ということでの位置づけになっているということと、今回の集団移転そのものについての住民との説明会の中でやはり希少な場所だということと、そして希望者もあの場所が移転場所という位置づけがあったわけでございます。そして、議員の方々にも現地調査もしていただいているということ、それと同時に、先ほど示された防災集団移転の危険区域そのものの単価そのものについても皆さんにもお示ししたとおり、場所によっては宅地そのものについては特に築港地区については1万3,200円とか、そして荒浜港築港線については1万4,000円、さらには五丁目については1万600円とか、このような位置づけを示し、この単価よりも実質この部分は安いと、今回。

しかし、ただいま言われた中央工業団地との差ということとでございますけれども、やはり農振農用地、そしてやはり今回はあくまでも工業団地ということで企業に対する買収、今回の集団移転場所については宅地化と町民の被災された方々の公営住宅の建設ということでの内容ということ、同時に不動産鑑定士の鑑定の結果、この数字になったということとでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今の町長の説明、納得しないですね。今の集団移転の住宅の申し込み状況からして、荒浜のこの地域に戸建てとか集団移転を申し込んでいる数は、亘理のほうの数から比べれば雲泥の差。何でかということと条件が悪いからです、土地の条件。これが現実なんです。条件いいところには申込者は多い。それで値段が反対に逆転しているという、これは矛盾しているんです。この単価を設定すれば、荒浜は、今から将来土地区画でもいろいろな集約した土地のまちづくりの中でもこの単価の基準で動いていくんです。そうすると、土地の動きも了解もなかなか遅くなって、なかなか整合性のとれたまちづくりというのは今後難しくなってくるのではないかという危惧を持っております。やっぱりこういう基準となる町で取得する価格というのは、将来の荒浜地区のまちづくりのためには基本となる額なんだから、それなりのきちっとした整理した額で取得して、今後の荒浜地区の地域づくり、まちづくりの大いに基本とすべきだと思います。申し込みからしてまずそうだといいこと、現実なんだと。亘理が多くて荒浜が少ないんです。それが現実なんです

よ、条件面で。その辺どういうふうに考えていますか。

町長（齋藤邦男君） 何の質問ですか。

- 8 番（鈴木高行君） 条件面でも、亘理が申し込みが多い、現実に集団移転の移転地で。荒浜は少ないと。条件が悪いからそういうふうになっているということね、土地の差があるということは。将来にわたってこの荒浜に設定した取得価格、これが荒浜のまちづくりに大いに影響するという。土地を動かす場合、集約する場合、何するにも、交換分合しようが何しようがこういう単価で動いていくということなんですね。言っていること、わかりますよね。わからないですか。言っていることがわからないですか。では、高橋課長、わかるなら答えてみて。町長、わからないと言うなら。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、議員の方々、町民に対しても示した内容、これは十分承知しておりますね。この単価も十分ご理解いただいているということと、町民の方々に情報公開して説明もやっている。その単価等々を合わせますと、この箱根田地区の土地そのものについては高い数字ではないということと、この単価についてもやはり不動産鑑定士を入れる、今回の用地取得についても土地の鑑定士を入れているということ。それらを基準にしなければ、町独自でこの単価を決めることでなく、やはりそれらの資格のある不動産鑑定士を入れてその都度この単価を決めてまいっているということでご理解願いたいということでございます。

- 8 番（鈴木高行君） 答弁になってないですよ。条件の悪いところを高く買って、条件のいいところを低く買って、どういうことなんですかと。（「議長、議席番員を言うてから、お話しするように言ってください。議事録をつくっていますので」の声あり）答弁になってねと言ってるんだ。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

- 2 番（高野孝一君） 単価の件なんですけれども、例えば被災前の不動産鑑定士なり、その当時の売買価格の参考にしてもいいんですけれども、被災前のこの場所の単価は幾らぐらいなんですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 新聞紙上にも今年の4月にですけれども、県で示す基準値

単価というものが示されました。それで災害危険区域内の荒浜地区ですね、の基準値の単価で申し上げますと、宅地ですが20%落ちたというふうなのが県内の評価でございました。この地区につきましては、震災格差という分で不動産鑑定士等から説明を受けた中で、浸水はあったんだけども災害危険区域には入らないということで、約5%ぐらいの震災格差があったというふうな評価を受けております。

それから、議員もご承知のとおり、実際に土地の価格については、毎年事前申請をしておりますが、5%ぐらいのマイナスで推移しているのがここ四、五年の経緯というふうな状況でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、震災後に田んぼが1平米4,000円になったということは、震災前は5%減って4,000円なので、5%上乘せといいますか、その金額が震災前の単価というふうなことでいいんですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 今申しあげました5%というのは、宅地の地目で申しあげました。今、高野議員さんがおっしゃる田んぼについては、若干のやはり震災格差はあったということですが、先ほども土地評価の中で申しあげましたが、この土地を標準とする上で類似するような場所、町内各地に同じような宅地に付随するような田んぼ形態の評価を出して、その標準地に合ったような価格で出しております。若干の震災格差があったということは認めざるを得ないと思っております。

議長（安細隆之君） 2番高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） それで、震災前は宅地化の影響があって、農地であろうと若干農地の中でも金額が高かったというふうな扱いだと思っんですね。でも、今はこの場所は宅地化する観点から見ると、この辺の方に申しわけないんですけども、そんなに移り住むというふうな方たちはもう極端に少ないと思っんですね。震災前は宅地化というふうな影響があった農地かもしれませんが、今はその影響はほとんどないと思っんですね。その中でやはり金額は、私個人とすれば高過ぎるというふうに思います。ましてや、先ほどから言っていますように、この話は町民の方たちになかなか説明がしづらいという部分があります。ですから、その4,000円という

根拠が、不動産鑑定士も多分亙理町にいないと思うんですね。仙台のほうから多分来ていると思うんですけども、その方がなぜ亙理町のこの場所の金額をしっかりと調べることができたのか、大変疑問に思う部分がありますので、その辺をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 不動産鑑定士は、あくまでも第三者的な専門業務として行っております。もちろん、不動産鑑定の資格を持っているというのは、不動産鑑定評価に関する法律のもとでその資格をとっておりますので、場所がどこであろうと、もちろんそういう事情調査を行った上でこの評価額を出しておりますので、どこにお住まいの不動産鑑定士であろうともきちんとした評価がなされたものと解釈するものでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 農地であろうと以前は宅地の価値があったかもしれないが、震災後は津波が来ていることもあり、その価値はほとんどないですよ。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 今、お話ししましたとおり、農地としても不動産鑑定士がきちんとした評価をしたというふうな解釈でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号 土地の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 土地の取得についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから

日程第5 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで

(以上3件一括議題)

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第5、議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの以上3件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第77号から議案第79号までの3件について、当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、議案第77号から79号までの3件について一括ご説明をいたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任について。

5ページからでございますけれども、次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、亶理町逢隈牛袋字谷地添191番地。氏名、南條清孝。生年月日、昭和12年12月10日。

次のページに、経歴書ということで本籍、住所、逢隈牛袋、そして氏名が南條さん。学歴としましては、宮城県農業高等学校農業科卒業。そして、職歴については、専業農家でございますけれども、そのほかに逢隈農業協同組合理事、そしてみやぎ亶理農業共同組合理事などを歴任され、その後牛袋地区の行政区長ということでの職歴でございます。

そういう中で、平成13年9月から固定資産評価審査委員会委員を務めており、最適と認めまして今回さらに再任をいたすものであります。

次に、議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、亶理町長瀬字南原6番地。氏名、安田一郎。生年月日、昭和19年1月30日。

次の8ページ。経歴書につきましては、ご案内のとおり本籍、住所とも長瀬字南原6番地でございます。学歴につきましては、昭和39年3月宮城県農業短期大学を卒業され、その後昭和39年から41年までの2年間ではございますけれども、亶理町吉田農業協同組合の職員として働き、その後、苺等々の専業農家ということでございます。

そういう中で、平成8年から6年間、亶理町農業委員会の委員、さらには平成15年から当固定資産評価審査委員会の委員を務めており、最適任として再任をいたすものでございます。

続いて、議案第79号 同しく固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、亶理町荒浜字新御狩屋74番地1。氏名、鈴木敏雄。生年月日、昭和15年3月31日生まれでございます。

経歴につきましては、本籍、住所とも荒浜字新御狩屋74番の1でございます。学歴については、昭和33年に宮城県立仙台第一高等学校を卒業され、職歴といたしましては、昭和33年から山下郵便局員といたしまして各郵便局長等を歴任され、最後には平成9年の4月から新大阪郵便集中局長という職を辞されまして、その後民間の会社に勤められている方でございます。

公職といたしましては、平成16年3月から固定資産評価審査委員会委員を務めており、最適任として再任するものであります。

以上、3議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議を賜りまして原案どおり同意くだされますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

議長（安細隆之君） 当局からの説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について質

疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

以上で、一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第6 議案第80号 亶理町防災会議条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第80号 亶理町防災会議条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案書の12ページをお願いしたいと思います。

議案第80号 亶理町防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

亶理町防災会議条例の一部を次のように改正する。

参考資料として議案の新旧対照表があります。1枚の資料でございます。この右側が現行で改正後が左側になりますが、第3条を見ていただきたいと思います。これは、会長及び委員等でございますが、このページの次の裏側をお開きいただきたいと思います。

第3条の第5項の次に1号を加え、第8号ということで、「各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者」、この文言を今回追加するものでございます。これらについては、防災会議の委員の選任については1号から7号まで従来ありました。それぞれの機関の当て職になっている状況でございます。さらに、今回

の防災計画の見直しをする際に、従来の当て職以外に「町長が特に必要があると認める者」というのは、自主防災組織等を構成する代表者とか、学識経験者とか一般公募とか、やっぱり幅広い委員を選出する必要があるということもございましたので、今回この8号を追加するものでございます。

次に、第3条の第6項中に委員の定数というので、現行は20人以内というのを今回30人以内ということで改めるものでございます。現在の20人の定員構成では、やはり本当に必要な方々が防災会議の委員ということで委嘱をできないということもございますので、10名を今回ふやさせていただきたいということで、女性の委員が今まで1名もございませんでしたので、そういう面も十分考慮して今回の条例を改正するものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今回の条例の改正で20名から30人以内とするということが提起されておりますけれども、この30人のうち女性は何割というか、私が3月の一般質問で町長に質問したところ、2割から3割というお話をいただいたんですけども、この10名ふえた中で自主防災組織、それから学識経験者、そして区長会とかお話ありますけれども、そうすると女性が入るところはどこなのかなと思って、その部分をお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今回10名をふやす中で、特に女性の登用ということでございますが、まず、今回の防災関係に熟知しているということで婦人防火クラブ連絡協議会のほうの代表者というのを想定しております。そのほかにもやはり防災意識の高い方を一般公募したいという枠もございますので、町長がお話ししているように、目標としては2割以上を目標にさせていただきたいと。ただ、当て職もございまして、当て職から女性の方が選任されるというところもございまして。例えば国土交通省のほうの出張所の所長さんも現在女性でございまして。そういう方もおりますので、2割以上を目標にさせていただきたいというふうに。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 2割以上お願いいたします。そして、もう一つ、（4）の町長がその内部の職員のうちから指名する者とあるんですけれども、職員の内部の方もぜひ女性の方に私は入っていただきたいと思います。女性から間違いなく1人入っていただくと、いろんな部分で婦人防火クラブの方とかいろんな方が入られてもすごく話しやすい、そういう会になると思います。これから町の地域防災計画を作成する上で、本当に女性の声を今回はしっかりと受け入れて、計画を立てていただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 町職員につきましては、当て職的なものもございますので、今回定員をふやした中で努力させていただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 今、防災会議は何人で組織しているんですか。20人以内ですから、15人もあるし、17人もあるし、何人ですか。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） この条例では、防災会議の会長は町長をもって充てるということでございますので、委員自体の当て職については19名、それに町長を含んで20名でございます。以上です。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 10名ふやして、例えば自主防災組織、学識経験者、一般公募、それで何人、何人って決まっているんですか。決めているんですか。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） まだ具体的に何人、何人ということはないですけども、今議員さんがおっしゃっているほかに、やはり学校のほうにも防災主任が設置されておりますので、そういう方も入れたいと。そのほかに、やはり今回の震災を教訓にしますと、医療機関、亘理郡医師会の先生もやはり代表として入っていただきたい。あと、ボランティアの総括的な窓口になっていただいたのが町の社会福祉協議会、そういうものもございますので、そういう方も含めながら10人ふやした中で構成を考えていきたいというふうに考えています。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 防災計画そのものはいつまでに見直す予定ですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 現在、防災計画書につきましては、今のところ宮城県のほうから最終的な県の防災計画の見直しの最終決定の時期がまだ示されていない状況でございます。今回の防災計画の中では、特に見直さなければならない点については、風水害の対策編について、通常の水害と津波を分離させるということもございまして、ただいま指名委員会が終了していますので、決定いただいていますので、今月中に委託業者を決定させていただきながら、今後防災会議の委員構成を整えてやりたいというふうに考えておりますので、目標としては平成25年の3月末を目標にするわけですが、県の防災計画の見直しが本年度中という予定もございまして、2回町のほうの防災計画を見直すことができないので、状況によっては来年度に繰り越す可能性もありますけれども、目標としては3月31日を目標に今から準備していきたいというふうに考えています。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員、電源を切ってください。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第80号 亶理町防災会議条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 亶理町防災会議条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第81号 亶理町東日本大震災復興特別区域法第28条第

1 項の規定に基づく準則を定める条例

議長（安細隆之君） 日程第7、議案第81号 亘理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） それでは、議案第81号 亘理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例についてご説明いたします。

この条例でございますが、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的として、平成23年12月26日に東日本大震災復興特別区域法が施行されました。この法律に基づきまして、県と町が協働で復興推進計画（民間投資促進特区）を作成し、平成24年2月9日にものづくり産業版として総理大臣より認定を受けております。

その後、平成24年5月25日にこのものづくり産業版の変更申請が認定されまして、復興産業集積区域で適用できる緑地面積等の基準を工場立地法の準則にかえまして町の条例で定めることができるようになったことにより制定するものでございます。

それでは、13ページ、条例のほうを朗読させていただきます。

亘理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例。

第1条。趣旨。この条例は、東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

第2条。定義。この条例において使用する用語は、工場立地法において使用する用語の例による。

第3条。区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合。この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、別表のとおりとする。

次ページ、お開き願いたいと思います。

別表。区域でございますが、区域名、亙理町中央地区工業団地、工業・流通ゾーン、産業誘致・再生ゾーンの3カ所なんですけれども、復興計画に載っております3区域を区域として指定しております。区域の範囲につきましては、記載の地番のとおりでございます。緑地の面積の敷地面積に対する割合並びに環境施設のア積の敷地面積に対する割合でございますが、現行の工場立地法では、緑地を含む環境施設が25%以上、うち緑地面積が20%以上の規定であります、今回の特例措置によりまして、町では進出企業の土地の有効活用を図るために下限値である緑地面積を含む環境施設1%以上で設定しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） ただいま説明ありましたけれども、工場立地法では敷地面積に対して緑地面積、実は10%、環境敷地面積率は25%以上となっているんですね。こういう規制をなぜ工場立地法ではかけているんですか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 周辺地域との環境面でそういう設定になっております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この規制は、今説明もありましたけれども、快適な生活環境を維持するために規制されているわけなんです。それが1%になればそれは維持されないのではないですか。それがまず1点目。

あともう1点は、今説明ありましたけれども、復興産業集積区域、これは亙理町だけなんです。それとも全県なんです。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 第1点目の環境施設、周囲の環境にというふうなことなんですけれども、いずれの3区域とも現在周辺に民家等建っておりませんので、大丈夫かと考えております。

あと2点目の集積区域なんですけれども、県内34市町村が申請しておりまして、そのうち30市町村が認定されているところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 30市町村が指定されいると。そうなると、規制緩和したからといって企業が誘致されるわけではないんですね。やっぱり互理が独自の戦略を持たないと、必ずしも規制緩和したからといって企業を誘致するわけではないですね。互理は独自の戦略を立てないとだめだと思いますけれども、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 先日も町長、企業立地等で答弁したとおり、今後さらに各企業、県内外問わず誘致アピールしていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第81号 互理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 互理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第82号 互理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第82号 互理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それでは、議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、東日本大震災復興特別区域法に基づきまして、亘理町復興産業集積区域での固定資産税及び都市計画税の免除に対する規定を定めております。これは、亘理町の被災地域におけます産業集積のための投資雇用、研究開発及び優良賃貸住宅の投資を促進する税制でございます。条文は第1条から第5条までの条立てで構成されております。それではご説明申し上げたいと思います。

議案第82号 亘理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例。

まず、第1条の趣旨規定でございます。東日本大震災復興特別区域法が平成23年12月26日に制定されております。この法律は、国及び地方公共団体と被災地域住民との連携による復興に向けた取り組みを支援するものでございます。そして、法第7条第1項に認定復興推進計画が規定されております。その認定復興推進計画において定められた復興産業集積区域、亘理町におきましては、先ほどご説明があったとおり、ものづくり産業8業種、IT産業5業種が認定を受けております。この地域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関し必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、第2条の免除規定ですが、復興産業集積区域におきまして、復興推進計画の認定規定であります法第4条第9項に基づきまして、復興推進計画の認定日から平成28年3月31日までの間に、東日本大震災復興特別区域法第43条に規定されております地方税への課税免除または不均一課税に伴う措置が適用されます。その対象施設であります。新設または増設したものの、ここでは認定日から平成28年3月31日までに指定事業所として指定を受けたものというふうな定義でございます。その指定を受けた法人並びに個人が、その対象施設であります家屋及び償却資産並びに当該施設の敷地である土地に関して新たに固定資産税が課されることとなった1月1日を賦課期日とする年度以降5カ年度に限り固定資産税を免除するというふうな規定でございます。

続きまして、第3条の免除の申請及び決定規定ですが、第3条第1項は第2条の規定により固定資産税等の免除を受けようとする者は、免除を受けようとする年度の、賦課期日の属する年でございますが、1月31日までに必要事項を記載した課税免除申請を提出する規定でございます。

第3条第2項におきましては、免除処分の決定通知の規定でございます。

続きまして、第4条の免除の取消し規定ですが、町長は第2条の規定により固定資産税の免除を受けた者で虚偽の申請、その他不正な行為があった場合の免除の取り消しが規定されてございます。

最後に第5条の委任規定でございますが、この条例の施行に関しましては、今後必要な事項があれば別に規定を定め運用するというふうな規定でございます。

そして附則でございます。施行期日は公布の日となっております。

以上で議案第82号につきましての説明を終わります。よろしくご審議方、お願い申し上げます。以上でございます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 2つ質問をいたします。

一つ目は、第2条の末尾のほうですが、5カ年度に限り固定資産税等を免除するということですが、5カ年度ですからそれ以降は操業しなくとももういいというか、いわゆる5カ年過ぎた、操業やめて、はい、さよならと、食い逃げという言葉になりますが、そういうことの罰則はあるのかどうか。

二つ目は、似たようなものですが、第4条、不正な行為等があった場合には当該免除を取り消すものとする。これもそうですけれども、さかのぼって5年間だったら5年間の固定資産税等の免除額を請求するのかどうか。この2つの点をお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 第1点目の5カ年というふうな規定でございますが、これは国のほうで一つの目安として5カ年というふうな時間帯を定めております。

また、食い逃げというふうなお話でございますが、第2点目の不正があったらというふうなお話でございますが、まず指定を受けるためには申請実施計画書をもとに指定を受けるための申請を行います。それに基づきまして指定を行います。そして、その実施計画に基づいて1年間、状況が間違いなく実施計画に基づいて企業が活動しているかどうかというふうな検証を行いまして、事業年度の1カ月前に認定申請書を出して認定を行うというふうな手順になっております。だから、必ずや間

違いなく実態としてそこに企業が張りつくというふうな前提でございますので、そこから撤退するというのはなかなか考えにくいのではないかと思いますし、また不正があった場合は、課税免除を取り消すというふうなことで作業いたしたいと思えます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 第3条第1項3号、ここに「その他町長が必要と認める事項」というふうにありますけれども、これは具体的にはどういう事項ですか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） その他町長が必要と認める事項と申しましては、これは申請書関係の提出書類となっております、指定を行う際に提出する実施計画書または指定書の写し、あとは平面図等の家屋面積等がわかる書類一式等となっております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じく第3条第2項、処分の決定なんですけれども、固定資産税及び都市計画税の課税免除を申請し、そのときにだめです、免除できませんという場合もあるんですか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それは、現実的に実施計画書が出されまして、そしてそれを1年間実施計画に基づいた事業が実施されているかどうかというふうなことをもって認定を申請していただきます。それが実際どおりにやられてなければ認定申請に対して決定をしないというふうな形になりますので、その減免申請に対しては減免いたさないというふうなこともあり得ると思います。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 固定資産税と都市計画税の課税免除された分、その額については、例えば地方交付税で後で補填されるという仕組みではないんですか。どうなんですか、そこら辺は。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それらの件に関しましては、国のほうから交付税のほうで措置されるというふうなことがございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） ものづくり関係の業種になりますけれども、例えばこの中で食品とあります。食品会社が亘理町の中央工業団地にぜひ来たいというふうな要望の中で、32ヘクタールは不必要、実は5ヘクタールでいいですよというふうな条件を出された場合は、切り売りをするというふうなことでよろしいんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 以前、町長のほうも答弁申し上げたと思いますけれども、基本的には一括売却。ただし、状況に応じまして、あと企業の内容によりましては分割も検討しているというふうなことでございます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第82号 亘理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 亘理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は15分といたします。休憩。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第83号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第83号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亶理町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ814億3,750万9,000円とする。

第2条 地方債の補正。地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので、15ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出でございます。初めに2款1項1目一般管理費366万3,000円の増額補正でございますが、右側の説明でございますけれども、初めに職員人件費でございます。これにつきましては、震災関連の事務事業が非常にふえているというふうなことから、亶理町シルバー人材センターの事務職員1人を復興事業出向職員として派遣していただくための人件費分としての負担金300万円。それから、その下にございますが、新町地区の集会所改修工事に係る補助金といたしまして66万3,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

同じく5目財産管理費125万4,000円の増額でございますが、今後採用を予定しております任期つき職員の机、椅子などの備品の購入費でございます。

9目消費者行政費81万5,000円の増額ですが、消費者相談業務で使います相談室の新設工事費とそれから司法書士の講師謝礼でございます。なお、これにつきましては、全額消費生活活性化補助金というようなことで国から交付されるものでございます。

一番下にあります12目基金管理費223万円の増額でございますが、これにつま

しては、皆様から頂戴いたしました寄附金のうち、東日本大震災復興資金というふうなことでいただきました分を震災復興基金に積み立てを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

13目事務改善費181万6,000円の増額でございますが、これにつきましては同じく今後採用を予定しております任期つき職員のパソコン、システム等のリース料でございます。

2項2目賦課徴収費1,721万2,000円の増額でございますが、全て委託料というふうなことでございますが、これの主なものにつきましては、東日本大震災によりまして滅失、倒壊しました住宅の敷地につきまして、通常であれば更地の宅地として課税されますが、平成24年度から条件が整っていれば10年間、被災前と同様に居住用の住宅が建っている宅地といたしまして課税の特例を受けることができるというふうなことから、取り壊しを行いました約2,300棟の家屋があった宅地を特定するための被災住宅用地特定業務委託料、それから震災後におきまして新築家屋等の急増に伴います家屋調査を早期にかつ確実に実施するための家屋評価補助業務委託料などでございます。

3款に入りますが、3款1項3目老人福祉費68万9,000円の増額でございますが、これにつきましては、老人保健の老人福祉事務経費及び老人保健の事務経費ともに平成23年度の補助金交付金等の額の確定に伴います返還金でございます。

6目のほのぼの園費16万8,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、作業室のエアコン1台が故障したことにより新たに購入するものでございます。

2項の児童福祉費、次のページになりますが、1目児童福祉総務費60万円の増額ですが、これにつきましては、被災児童の心のケア等の活動を行っていただいておりますNPO法人に対しまして活動の助成を行うものでございます。なお、これにつきましても全額県から補助金として交付されるものでございます。

3目保育所費300万円の増額ですが、亘理ロータリークラブから被災しました荒浜・吉田両保育所に合わせまして300万円の寄附をいただきました。その300万円を備品それから吉田保育所仮設園舎園庭整備、それぞれに充てるものでございます。

4款に入ります。4款1項3目健康推進費でございますが、これは補正額はござ

いませんけれども、仮設住宅、民間賃貸住宅で生活している方で継続的に支援が必要な方へ保健師、看護師が訪問指導をするというふうな事業を実施しておりますが、現在までは委託で行ってございました事業を直接臨時職員として雇い実施することから、今回予算の組み替えを行うものでございます。

一番下になりますが、5目環境衛生費1,960万円の増額でございますが、初めに19節の負担金補助及び交付金でございますが、その中の①負担金ですが、災害危険区域に指定しました宅地に雑草等が生い茂っているため、復興組合に依頼をしまして除草作業を行うための負担金150万円でございます。②の補助金につきましては、役場北側の林等にサギの群れが巣をつくりまして、非常に不衛生な環境状況となっております。そこで、地権者6名の方がいらっしゃいますけれども、伐採をお願いしております、その伐採費用の3分の1、10万円を補助するというふうなものでございます。

その下でございます13節委託料でございますが、ご存じのとおり阿武隈公園につきまして除染作業を実施いたしました。その際、表土10センチ、それからその下20センチをそれぞれ掘りまして、表土分の10センチを30センチのところに埋めまして、その上に下の部分で掘りました20センチを埋め戻すというふうな作業で実施したわけでございますが、その20センチ分の土が砂利等が非常に多く混じっているというふうなことで、グラウンドに非常に適しない土だということで、新たに適しました山砂等を使いましての整地を行うための費用1,800万円でございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

6款1項4目農業振興費3,806万6,000円の増額でございますが、これにつきましては、前年度に引き続き実施いたします東日本大震災農業生産対策事業の補助金でございます、被災しました農家で構成します組合等に対しまして、水稻、野菜、イチゴ等のパイプハウス、それらの資材導入に対しまして補助金でございます。

続きまして、13目復興事業費398万2,000円の増額でございますが、これにつきましては、互理町いちごファーム造成事業費の4万3,000円、それからその下でございます互理町いちご選果場整備事業費の39万円につきましては、それぞれ今後提出します建築確認申請の手数料でございます。

また、その下でございます復興畑団地整備事業の354万9,000円でございますが、

これにつきましては、いちご団地それからいちごファームの整備をこれからしていくわけですが、その際の換地設計基準値確定業務等の委託料でございます。

3項水産業費 1目水産振興費2,400万円の増額でございますが、これにつきましては、地域資源活用事業委託料というふうなことで、NPO法人に委託するものでございます。その内容でございますが、被災失業者を雇い入れまして、地域資源を活用しました特産物の生産から販売まで行えるような拠点づくりを行うと。被災前の荒浜でやっておりました浜っこかあちゃん市のような組織の立ち上げを行うというふうなものでございます。この費用につきましても全額県の雇用創造事業交付金を活用して実施するものでございます。

7款1項商工費でございますが、次のページをお願いいたします。

2目商工振興費 1億1,043万5,000円の増額でございますけれども、初めに19節負担金補助及び交付金の東日本大震災中小企業振興資金利子補給金1,868万円の増額でございます。今申し上げました振興資金につきましては、この利子でございますけれども2.2%でございます。そのうちの1%を今までも利子補給金として補助してきたところでございますが、今回被災者につきましては、残っております1.2%分につきましても利子補給金として補助を行うというふうなことから増額するものでございます。それによりまして、これから新たに借入れを行います被災者の方につきましては、最初から利子分の2.2%全額が利子補給金として補助されるというふうな内容になっております。そのようなことから、振興資金の利用者がふえることが予想されますので、その下でございます、今までも補助をしておりましたが、東日本大震災中小企業振興資金保証料補給金につきましても1,174万9,000円増額するものでございます。

次に、中小企業活動再開支援事業補助金5,000万円の増額でございますが、これにつきましては、被災しました中小企業、それから自営業者が事業を再開するに当たりまして必要な施設、設備の復旧費用の一部を助成するものでございます。その際基準が一部ございますが、大規模半壊以上の被災者で復旧費用の2分の1以内で100万円を上限とするという内容でございます。

なお、今ご説明申し上げました3つの事業につきましては、全て復興基金交付金

を原資に町独自の事業として行うものでございます。

21節貸付金でございますけれども、中小企業預託金というふうなことで3,000万円増額しておりますが、これにつきましては、現在預託金として7,000万円を預けておりますが、それに3,000万円を追加しまして預託金を1億円にするというものでございます。なお、この預託金の10倍を限度に借り受けできるというふうなことでございますので、今後につきましては総額10億円まで貸し付けが可能というふうなことでございます。

3目観光費310万円の増額でございますが、これにつきましては、荒浜漁港フィッシャリーナまでの給水管が震災によりまして現在使用不能となっております。しかし、近辺の道路等の整備が今後始まるため、フィッシャリーナの施設復旧に先行いたしまして給水管の復旧工事を水道事業所に委託するものでございます。

8款土木費2項3目道路新設改良費3,600万円の増額でございますが、これにつきましては、復興交付金事業として行います避難道路整備事業と並行いたしまして、荒浜小中学校の周辺整備として実施いたします町道鳥屋崎三丁目線、四丁目線の整備に係ります調査設計の委託料でございます。

3項1目架線総務費50万円の増額でございますが、これにつきましては、神宮寺ヲフロ地区の水路改修に伴います測量調査委託料でございます。

一番下になりますが、4項都市計画費で次のページになります。4目の公園管理費377万9,000円の増額でございますが、主なものといたしましては、修繕料として各公園の遊具修繕、それから現在整備しております逢隈公園の芝生管理業務委託料、亘理公園の駐車場の区画線の設置工事費などが主なものでございます。

5目の街路事業費111万8,000円の増額でございますが、主なものにつきましては、亘理駅東駐車場約140台分でございますが、その区画線、ナンバー、センターラインを設置するための工事費でございます。

5項住宅費の1目住宅管理費250万円の増額でございますが、倉庭住宅の東日本大震災が原因で起こりました踏み台、ガスボンベ台等の修理工事費でございます。

9款1項2目非常備消防費44万6,000円の増額でございますが、これにつきましては、消防団員の防寒着70着分でございますが、全額消防団員安全備品整備助成金で交付されるものでございます。

続きまして、10款2項の小学校費、次のページをお願いいたします。2目の教育振興費102万円の増額でございますが、これにつきましては、小学3年生の社会科の副読本350冊分の印刷製本費でございます。

4項5目の図書館郷土資料館費1,593万8,000円の増額でございますが、これにつきましては、郷土資料館が県からの委託事業といたしまして行います被災ミュージアム再興事業というような事業を実施するわけですが、これにつきましては全額県の委託金で実施いたしますが、東日本大震災によりまして被災しました町内の文化財的な資料、それらを被災者にかわりまして一時的に保管、整理するための事業でございます。保管するためのプレハブの設置工事費、ロッカー等の備品購入費、整理を行うための臨時職員賃金などございまして、主な資料の所有者といたしましては、荒浜の江戸家と武者家が主な内容となっております。

5項1目の保健体育総務費116万4,000円の増額でございますが、今後予定しております復興マラソン大会の仮設トイレ、テント等のリース料などでございます。

3目の保健体育施設費120万円の増額でございますが、佐藤記念体育館に障害者それから高齢者用のスロープ等を設置するものでございまして、全額障害者自立支援特別対策事業補助金を活用して実施するものでございます。

それでは、次に歳入についてご説明申し上げますので、9ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

9ページの歳入でございます。

初めに、1款の町税の1項1目個人1億9,037万7,000円、同じく2目の法人3,485万7,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、当初予算におきましては東日本大震災の影響等によりまして所得の減少、それから雑損控除等によりまして大幅な減少を想定して計上しておりましたが、今回実際課税したところ、想定していたほどの減少幅がなかったというふうなことからそれぞれ増額するものでございます。

9款1項1目の地方交付税304万2,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、パイプハウス等の資材購入に対する補助を行います東日本大震災農業生産対策事業の補助残分として交付されます震災復興特別交付税でございます。

12款使用料及び手数料の1項5目土木使用料212万円の増額でございますけれど

も、浜吉田駅以南でJRがまだ運転再開されていないというふうなことなどから、亘理駅の東自転車等駐車場にとめる車、自転車等がふえたことによります増額でございます。

13款国庫支出金3項1目民生費委託金85万1,000円の増額でございますが、これにつきましては、税制改正に伴う年金システム改修費に対する委託金でございます。

14款2項1目の総務費県補助金230万円の増額でございますが、これにつきましては、現在実施しております食品放射能測定のための設置費用等に対しまして、このたび地方消費者行政活性化補助金の対象となったというふうなことから今回増額補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目民生費県補助金180万円の増額でございますが、これは佐藤記念体育館に設置します障害者それから高齢者用のスロープ等の補助分と支援団体の助成に対しまして補助金でございます。

4目農林水産業費県補助金3,502万4,000円の増額でございますけれども、被災農業者のパイプハウス等の資材購入に対しまして補助に対する交付金等でございます。

9目の労働費県補助金2,400万円の増額でございますが、団体を立ち上げるための水産振興費のほうでご説明申し上げました地域資源活用事業の交付金でございます。

3項6目の教育費委託金1,593万8,000円の増額につきましては、郷土資料館で実施いたします被災ミュージアム再興事業に対する県からの委託金でございます。

16款1項1目給付金867万円の増額でございますが、東日本大震災復興資金といたしまして21件223万円、総務費資金といたしまして1件5万円、民生費資金といたしまして2件301万円、商工費資金といたしまして3件16万円、土木費資金といたしまして1件200万円、教育費資金といたしまして3件122万円のそれぞれ貴重なご寄附を頂戴いたしております。心から御礼を申し上げるところでございます。

17款1項1目財政調整基金繰入金1億4,249万4,000円の減額でございますが、これにつきましては、今回町税等の増額があったことなどから今回減額するものでございます。

一番下になりますが、10目震災復興基金繰入金8,159万9,000円の増額ございま

すが、説明につきましては次のページになります。右側説明の一番上になりますけれども、町が独自に被災者支援として実施いたします中小企業振興資金利子補給事業、それから補給金、同じく中小企業活動再開支援事業、さらに復興マラソン大会開催の財源といたしまして基金より繰り入れをするものでございます。

19款4項1目の雑入239万6,000円の増額でございますが、これにつきましては、倉庭住宅それから袖ヶ沢住宅の東日本大震災による被害に対しまして町で加入しております全国公営住宅共済機構から支払われます災害見舞金でございます。

20款1項1目の総務債900万円の増額でございますが、これにつきましては、今回発行可能額が確定したことによります補正でございます。

次に4ページをお願いいたします。

4ページ、第2表 地方債の補正でございます。変更でございますが、臨時財政対策債というようなことで、今ご説明申し上げました900万円がふえたことによりまして、限度額5億8,700万円から限度額を5億9,600万円へ変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 20ページ、4款1項5目1,800万円ですけれども、これは全額町で負担すると思うんですけれども、なぜこれが国の補助金の対象にならなかったのか、それがまず第1点目。

第2点目、次の22ページです。6款1項4目イチゴ、トマトの育苗、水稻の育苗ですが、それぞれ何件なのか述べてください。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 第1件目の4款の放射能対策室のほうの委託料でございますが、なぜ補助対象にならなかったかということでございますが、本来ならこの除染に関しては環境省の全額補助ということでスタートさせていただきました。それで、最終的に天地がえということで土の上下の入れかえを行ったわけでございますが、入れかえが終わった後に線量をはかるというふうな補助の内容になっております。空

間の放射線量をはかった結果、0.23マイクロシーベルト毎時よりも下がって、除染の効果が非常にあったということで、除染の効果は67%あったわけでございます。そういうことで、ただ野球場とかサッカー場とかソフトボール場にこのまま砂利が混ざっている状態の整地ではできないということで、ここにグラウンドとして復旧させたいので環境省の本省に補助対象にしてほしいということで要望したわけでございますが、線量が下がれば環境省のエリアではありませんというふうに本省のほうから正式な回答がございまして、これについては補助対象外になりますので亙理町さんよろしくお願ひしますということでございましたので、町単独の予算ということで、当然この経費の1,800万円につきましては、今後東京電力のほうの損害賠償でございますが、第1回目の請求が、議員さん方もおわかりのとおりまだ入金がございません。方向性も全然定まっていないというような状況もございまして、県でも再三損害賠償の請求をして、9月14日に岩手県と宮城県で東京電力、内閣総理大臣のほうに要望書を提出する予定になってはいますが、そういうことから、まず損害賠償請求、または復興特別交付税で対応という二段構えで今後対応したいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 2番目の質問でございますが、東日本大震災農業生産対策事業補助金の内容でございますが、この内容の中には3つの事業団体からの補助金の要請がありました。一つはみやぎ農業協同組合、もう一つは農事組合マイファーム亙理協同組合、あともう一つが荒浜営農組合という3団体のほうから農業用資材関係の補助金の申請がありました。

その中で、みやぎ農業協同組合の関係でございますが、イチゴ関係では22名の資材関係があります。また野菜についても22名の資材関係の要望があったということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 次の24ページ、先ほど説明がありましたけれども、東日本大震災中小企業振興資金、この限度額は幾らですか。

その下、中小企業活動再開支援事業、5,000万円のうち限度額が100万円だと50件

なんですね。だから、50件の算定基礎はどういうふうになっていますか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 1番目の東日本大震災中小企業振興資金の貸付金なんですけれども、上限は1,000万円となっております。

次の中小企業活動再開支援事業補助金に関しましては、上限額100万円ということで50件、今年度は想定しております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私が聞いているのは、50件の算定の根拠はどうなっていますかというところで、答弁をお願いいたします。

最後に28ページ、10款4項5目です。まず7節、臨時職員は何人かということと15節、プレハブはどこにつくるのかです。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 50件の算定なんですけれども、今年度始めまして3カ年で計画しております。そのうち中小企業、個人商店、被災した全壊というふうなことでその数字が約160件、そのうちの3分の1ずつというふうなことで算定いたしました。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木久子君） 2点目の被災ミュージアム再興事業関係の賃金でございますけれども、3名を予定しております。

それから、工事請負費のプレハブ設置工事につきましては、悠里館北側の荷さばき場の前のほうを予定しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 3点ほど質問します。

歳入の12ページの重点分野雇用創造事業交付金と22ページの地域資源活用事業委託も多分同じ額でリンクしていると思うんですけれども、重点というような名前がついていますけれども、この重点分野で互理町で申請している件数、事業の内容、どのようなものが重点として交付申請しているのかと。その重点となるものの申請する優先度というものがいろいろ、10項目の事業があるとすればこの重点に該当させるものはどのような内容で重点事業にさせるのかと。

そうすると、連携している活性化なんですけれども、これをNPO法人に委託するというような話でしたけれども、どこのNPOさんで事業の内容、何人を雇用して何を生産して、そのようなところをまず一つです。

次に、20ページに被災児童等支援団体助成金……

議長（安細隆之君） 鈴木議員、ちょっと聞こえませんが、マイク。

8 番（鈴木高行君） 今のが1点目ね。あと3問しか質問できないからまとめてやります。

議長（安細隆之君） 違う。マイク使ってください。

8 番（鈴木高行君） マイク聞こえないの。はい。

次に、20ページの被災児童等支援団体助成金というのは60万円ありますけれども、この資金の流れとしてNPO団体が互理町に申請するのか、それとも県か国のほうに申請してお金は上のほうから流れてきてこの活動をするのか、その辺の資金の流れ。

あとその下のほうに、3点目、災害危険区域除草、多分宅地だと思いますけれども、危険区域外の宅地も相当あると思います。草がぼうぼうになっているんですね。それらのほうがかえって住宅密集地の中にあったり、連担しているところに被災宅地で建物がなくなって草がぼうぼうになっているところが多々あります。それらの対応についてはどのようにするのかと。三つ目です。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 1点目の地域資源活用事業委託料2,400万円の関係でございますが、この事業は、先ほど企画財政課長が説明したように、第一次産業であります水産業の復興をするために水産業のお母さんたちの働き場を創設したいということで考えました。その中で、浜っこかあちゃんって前からあったのでございますが、漁協の婦人部を主体にその関係を再構築したいということで、企業のほうにコーディネートをお願いしたいということでございます。

人員につきましては、10人ぐらいの浜っこかあちゃんの人たちを入れながら新規に総勢10人ぐらいでやっていくのでございますが、それを採用しながら新しい食材、そして販売ルート、そういうものを構築していきたいということで、本来ならば漁協のほうでお願いするべきでございましたが、どうしても構築するためには人

が足りないということで、NPO法人の特定非営利活動法人ワーカーズコープという事業のほうにお願いするよう形になりました。そのワーカーズコープの中でも宮城県に入っている団体がそういう形でやっていくというような形です。これも県のほうで雇用創出を図るためにこういう団体を手挙げ方式でお願いしているということで、県のほうから紹介されたということで、お金につきましても県のほうのお金でやっていくと。NPO法人であります企業組合労働センター事業団というところでやるような形になっております。

内容的には10人ぐらいの雇用を図りながら、ことしと来年いっぱいそういう形で組織づくりをしていって、それ以降はひとり立ちできるような運営の仕方を教えていくというような内容になっております。

お金につきましては、人件費等が主でございます、あとリース関係といろいろと研修するための先生方を呼ぶための経費になっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは2点目の被災児童等支援団体助成金の関係の流れでございますが、こちらにつきましては、昨年の10月から県のほうでこの補助金の交付要領を定めてございます。それで補助対象が市町村ということになりますので、うちのほうでも要領を作成いたしまして、町のほうに申請いただいて町のほうで補助すると。それで、町から県のほうに補助金の申請をするということで、団体の申請は町のほうという流れでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） 3番目のお答えをいたします。

災害危険区域外の宅地周りの除草はどうするのかというようなご質問かと思えますけれども、今回の予算組みに関しましては、区域内もかなり広い範囲に及びますので、まずその辺を対処したいなというふうに考えております。もちろん災害危険区域外の宅地周りの方々からもお声を聞きますし、今後来年度といえますか、できるだけまず町内会の方々にもご協力をお願いするという形になろうかと思えますけれども、何らかの方策を考えなければいけないというようなことでは今考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今の水産業の婦人部の再構築と。そして、NPOの企業が入ってコーディネートしてそれを立ち上げていくというような話なんですけれども、実際食品関係で何をつくるかわかりませんが、お弁当をつくったりお惣菜をつくったり、そういう関係の物をつくらせていくんだと思うけれども、やっぱり同じような同業者、地元の小売の同業者とか飲食店とかこういう方々も互理町内にはいます。これらの方々にもやっぱり営業の関係でちょっと影響があるのかなと。確かにそういう被災された方の応援、支援はいいんですけれども、実際それを営業、本業としてやっている方々、これらの方々はそういう影響を受けてなかなか大変だ。確かにお弁当屋さんだってそうなのですね。弁当がなくなった、仕出しがなくなると、そういう影響を受けているのが現実です。公の支援を受けられればいいけれども、公の支援を受けられなければ小売店とか飲食店はえらい影響を受けると。死活問題ですよという話が出ております。そういうのもよく耳を傾けて支援事業としてやっていただきたいと思います。

あと、草刈りのことですが、これから冬場になっていくと、かえって区域内の方々のところの宅地はそんなに人家がなくて影響ない。かえって区域外で人家があるところ、連担しているところの宅地のほうが、冬場になって枯れ草があると今度は火災の危険があるとか、そういう苦情がどんどん出てくると思います。そういうほうが先だと思います、これよりも。補助からすれば、区域内の人たちが割と手厚い支援を受けていて、区域外は補助金でもそういうものの支援というのは受けられていない。それが現実なので、そういうふうにはやっぱりいろいろ線引き一つによって差別されるというのはいかなものかなというような気がします。それらについて答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 鈴木議員が言ったように、今後この事業を創設するに当たり、近傍の商店とかそういうものの人たちの考え方をある程度理解しながらやっていきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） 危険区域外の繁茂の対策に関しましても、今後前向きに対処していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。15番島田金一議員。

15番（島田金一君） 24ページになります。道路新設改良工事、3,600万円ほどで路線のほう、今、鳥屋崎から三丁目、四丁目線というふうな金額になっていますが、以前聞いたときは小学校前も通るという感じだったんですが、この起点と終点の予定はどうなっていますか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答えをいたします。

今回の3,600万円、路線名は2つでございまして、鳥屋崎三丁目線、場所につきましては、荒浜小学校の南のところ、東西です。そのずっと西側に武者商店がございまして、そこが起点です。それで、ずっと東のほうは四丁目線との交差点、そこまでの区間を予定してございまして、距離数は600メートルでございまして、

もう一つは四丁目線、荒浜中学校の東でございまして。その道路は今現在歩道がついています。ただそれは、途中までで元の郵便局のちょっと南のほうまででございまして。今回それをさらに延長しまして、阿武隈橋堤防までの区間でございまして、延長が300メートル、このような2つの路線でございまして。以上でございまして。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） もう一つですが、今度は28ページになります。資料館の件でございまして、中段です。江戸家と武者家の文化財的な資料を一時保管してプレハブをつくるということですが、いろいろな場所に多分委託されて今修理保存の計画になっていますが、今度返却された場合、個人財産がほとんどですが、それを町とか何か委託された場合、町は保管して展示物として管理する考えはございますか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木久子君） 今現在、この2家から預かっております物が古文書、調度品、美術品、書籍などで段ボール箱にして大体300箱、それを今現在は角田の東根やすらぎの家の方に保管していただいております。このレスキューした資料につきましては、今後整理いたしまして、所有者の方から町のほうに寄贈したいというような申し出があれば、必要な物についてはこちらのほうで受けるということになると思います。以上でございまして。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） ただいまの件に付随しますが、中には随分貴重な物があるように聞いております。そういうものを亶理町の悠里館で管理する場合、もう少し、プレハブじゃなくて悠里館内に、前に私調査したんですが、ロフトが多いです。2階から3階くらいの図書館の上あたりに大きい空間がございます。そういうところを改造して保管室として利用することも考えられてもいいんですが、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木久子君） ただいまの件につきましては、そういった物を保管するには、空調関係とかそういったものも必要になってまいりますので、今後の課題とさせていただきます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 30ページです。下のほう、環境美化推進経費、その中で補助金生活環境維持管理補助金、いわゆるサギの件ですね。名前、ちょっと気の毒なんですけれども、サギで騒音とか悪臭、ふん害で住民は困惑しているということで。町の負担は3分の1の100万円。（「10万」の声あり）10万円か。けた違いでした。10万円です。3分の2は、そうするとやはり所有者負担になるわけですが、所有者6人の同意を得ているのかが一つ。

二つ目、その林を伐採すればサギはどこかに行くわけですね。いわゆる最終処分地じゃなくて、またどこかでうろうろするわけなんです。その先々を考えているか。ほかのほうに移ったらこっちも邪魔になるからってまた伐採、ぐるっと回ってサギのいくところがないんですね。その辺をどう考えるか。

2つ、答弁願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） お答えいたします。

6人全ての同意がとられているかといいますと、6人までの同意はとられておりません。一つの考え方としまして、木を伐採するという事で新聞とかテレビ等に大きく報道されましたけれども、基本的にサギは竹林、それからメダケみたいなあいう笹、特に関東以北のサギはそういったものにコロニーをつくる習性があるということで、我々4月、5月ごろからコロニー、営巣を築いたところからいろいろ探

って、また長瀬浜の問題もありましたので、そういったことも前任者からいろいろ聞きながら、それから専門家に対処しながらやってきたところでございます。

今回伐採に応じていただいたのは、もともと宅地であった方ございまして、諸般の事情でいろいろ管理ができなかったというようなことから、どうですか、この際整備する上でもいかがですかということで同意をいただきまして今回の伐採になったわけでございますけれども、我々の基本的なサギに対する考え方は、とにかくきれいにしていた竹林でありますとそんなにサギというのは寄ってこないような状況になるというようなことで伺っておりますので、まず間引きをしよう。それから、大きな木にとまっているものもありますので、そういった枝払いをしましよと、そういうような伐採の考え方でございます。今、お一人の方、同意を得まして伐採をしましたけれども、今後裏側の方とか北側の方とか交渉しているんですけれども、ちょっと様子を見ながら対処しましょうということで、今サギの動向を探っているところでございます。

それで、この補助金を設けましたのは、春先にコロニーをつくる、秋口にいなくなるはずなんですね。常駐するサギもいるんですけれども、秋口になるといなくなりますので、4月、5月ころのサギのコロニーをつくるか、つくらないかというのを判断して、まずそこにコロニーをつくるおそれがある場合は、地権者の方と相談する。相談する中で、町も一緒にやりますよというような項目をつくっておかないと今後交渉がなかなか難しいだろうというようなことで、今回の補助金制度をつけたわけでございます。

サギがどこに行くか、我々も毎日見ているんですけれども、ちょっと心配です。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 途中までの経過はわかりました。私は思うんですが、サギ、転々として、こっちも伐採するとまたほかに行く、あと差し支えないところに行った場合、そこをもうサギの森とかにしてそのような形でいけば金もかからないし、安心してサギも暮らせるというふうに思います。参考にさせていただきたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 14ページの7款、説明のところに復興マラソン大会開催の件なんです
が、下を見ましたら高校生参加はしないんでしょうか、まず1点。

それから現在何名ぐらい参加が来ているかが2点。

それから、町おこしとしてやはり有名人を呼んだほうがかえってよろしいんじゃないかと私は思ったんですね。せっかく復興マラソンという名前までつけているんですから、金がかかる、かかるっていうことも、確かにかかりますけれども、やはり有名人が来ることによってまたそれだけ集客するんですね。そういうことによってどんどん亘理にお金がお入りっていうことも少し考えていただきたかったなと思います。以上、お願いします。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木久子君） 高校生につきましては、今回の大会には参加を認めておりません。

それから、今現在9月21日まで申し込み受け付けをしておりますので、生涯学習課のほうで直接受けているわけではなくて業者に委託しておりますので、9月21日以降に参加人数が確定する予定でございます。

それから、有名人を呼んだらどうかというお話がありましたけれども、現在のところ考えておりません。復興マラソンということで亘理町の元気な姿を発信したいということで、荒浜小学校の子供たちによりますオープニングセレモニーでぶち合せ太鼓を披露していただくことにしております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 先ほど高校生は呼ばないというのは、それはなぜですか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木久子君） 復興マラソンということでございますけれども、当初は、例えば災害が起きたときに避難する。高校生ですと、例えばそれぞれに来るわけですが、当初考えましたのは、災害が起きた場合の避難をどうするかということが一つ問題になりました。それで、高校生以上であれば本人の意思で参加していただくと。18歳未満の方については、保護者の同意なり何なりを得れば大丈夫なのかなということもありましたけれども、今回は高校生を認めておりません。ただし、

町内の小学生、中学生、地元でできるのに走れないというのはなかなか、マラソン大会を楽しみにしている子供たちのために町内の小中学生だけは認めております。それから、町外につきましては親子ペアを認めております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 何か考えが私はおかしいなと思って今聞いていましたね。やはり高校生だからこそ走らせる。高校生の駅伝がもうこっちに、前回なかったわけですよ。やはり高校生はこっちのほうで走りたいっていう人が結構多いと思うんですね。そういったことを考えて、今から書き直すなんていうのはまた大変でしょうけれども、やはりそういう夢を持たせてあげるということも大事じゃないかなと思うんですよ。高校生にはどういうふうに伝わっているかわかりませんが、そういうこと言ったら、もう中学生だって走れないんじゃないかなと私は思って聞いていたんですね。ぜひそういったところをよく考えて、高校生は走れないとかそういうことじゃなくて高校生も、そういうことによって高校生が来ればまたさらに人が多くなるんですよ。そうすれば、じゃあ親御さんと来たら来たで、親御さんのほうでお金を落としていくわけですよ、亶理町のほうに。そういったことをよく考えながらやっていただきたかったなと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 要望ですね。はい。

ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 26ページの8款5目の街路事業費と。亶理駅東の駐車場の工事費ということで100万円計上されていますけれども、路面のでこぼこがあって水たまりが多くて苔が生えていると。まず、この辺も工事の中に入っているのかどうかお伺いします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 今回の100万円は区画線の線引きでございます。それで、この線につきましては10年前にも線を引いていまして、大分ごらんとおり薄れてきましたので、線引きだけを考えてございます。それで、今回の水たまりにつきましては、現場を見てあと検討したいと、このように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） ぜひ見ていただきたいと。管理人のほうから図書館利用の際にいろいろお話を聞いて私も見ておりますので、ぜひ対応していただきたい。

それからもう1点、16ページ、一般管理費総務費の中で集会所の建設の事業補助金ということなのですが、審査した集会所、いろいろ名前がありますけれども、これの修理状況と今までいろいろ審査ありましたね。何件あってこれから出てくるであろう建屋の箇所、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 現在までの修理状況でございますが、被災地で津波の被害があって直した公会堂といいますと、初めに吉田のほうは浜吉田西集会所、あそこは一部改修しております。そのほかに荒浜のほうでは、箱根田西の集会所が津波でかなり被害を受けましたので、改修しているという状況がございます。あと、現在は今のところ津波関係では以上でございます、内陸のほうで従来の修繕関係で補助を出している状況でございます。件数的には、毎回あるものですから数はちょっと持っておりません。

今後の状況でございますが、今現在8月の末からそれぞれの地区の区長会で集会所に関する改修の集会所の補助金交付要項を一部改正をさせていただいております。今回の震災等で被害を受けた集会所につきまして、総務省のほうから特別交付税の対象になるというお話をいただいておりますので、例えば津波の被害に対する地区の集会所については、補助金については従来の改修をするのであれば全額補助をします。また、補修に関しても同じ扱いをするということです。ただ、問題になるのが、あくまでも原状に復する場合ということでございますので、例えば集会所で火災保険等をかけておまして保険金が給付されたときはそれは除きますよと。そしてあと、例えば30坪の集会所で今度は40坪の集会所を建てたいという場合は、30坪までは原状復旧ということでみなしますということでございます。

そのほかに、やはり今建築単価が非常に高騰しているということもございまして、建築単価については1平方メートル当たり15万円以内、坪単価にしますと1坪あたり49万5,000円以内までは一応単価の基準としては対象にします。あと、建築面積でございますが、最大で165平方メートル、要するに50坪以内ということでの

補助事業を対象にすると。

そして、今津波は全額という話を申し上げましたが、内陸の部分でも地震被害による対象になっておりますので、条件的には罹災程度が半壊以上の被害を受けた集会所ということで区長さん方にはご説明を申し上げております。

そういうことから、地震被害については、補助率は補助対象事業費の4分の3以内ということでございまして、4分の1はそれぞれの自治会なり町内会で負担をいただくということでお願いしているところございまして、現在今希望されている箇所は、吉田で言いますと長瀬浜集会所、改修するのに800万円ぐらい、あと開墾場は既に終わっていますので、あと新丁が一部あるということと今現在申請があるのが野地集落センター、あそこが現在申請が出ています。そのほかにあと浜吉田北の集会所、従来線路のすぐ西側にあったわけございまして、どうしてもあそこは津波が来たときに被害がひどかったということで、西のほうに移転をさせていただきたいということで今希望がございまして。あと、そのほかに現在高屋の集会所が津波が床上に上がっているということできのう区長会から言われましたので、高屋地区についても大幅な改修をしたいという希望があります。あと逢隈地区では地震等の被害ということで、鷺屋地区が公会堂、地震等で解体をしています。ですから、ここについては地震の被害の対象区域ということで今調整をさせていただいて、申請を受けるような状況になっています。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 津波、それから地震の補償が全額なり4分の3なりが補償されると。やっぱり被災地は人が集まるところ、たまり場がなくて本当に大変です。そしてまた、修理代が膨大だということで手をつけられないというような状況に今までありました。今回のこういう措置でどんどん進めていただいて、本当にまちづくりに拍車をかけていただきたいということで重ねてお願いをしたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 一つ目は16ページなんですけれども、消費者行政経費の中で工事請負費、相談室を今回つくるということで80万円ほど予算が上がっております。こ

れはどこにどのようなものを設置するのかお尋ねいたします。

それから、28ページの一番上です。教育振興事務経費の中で、小学校3年生の副読本を印刷するというお話でした。小学校3年生に対してはどのような副読本を印刷なさるのかお尋ねします。

それから、その下のところに、協働教育プラットフォーム事業、これは3月のときに何かいろんなことを考えていたように思っていたんですけども、今回は報償費が少なくなって印刷製本費のほうに振りかえられているんですけども、どのような事業をなさるのかお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木邦彦君） 相談室をどこに設けるのかというご質問でございますけれども、町民生活課の裏側に若干のスペースがございます。大分厳しいんですけども、その場所で対応したいというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 2点目の社会科副読本の件だと思うんですが、これの印刷の内容でございます。こちらにつきましては、見本を持ってきたんですが遠くから見ていただければと思います。大体147ページくらいのオールカラーの印刷で、小学3年生・4年生の副読本ということで、2年に一遍、一部改正しながら子供たちにこれを渡して社会科の中で副読本ということで勉強していただいているという内容でございます。

それで、ちょっと細かいことを申し上げますけれども、この副読本については2年に一度一部修正するというふうになっておりまして、平成23年度、本来ならば改修年度になっていたということでございます。ただ、平成23年度は、皆さんがご承知のとおり災害がございまして、なかなかこの改正ができなかった。要するに、こちらは先生方に皆見ていただいて、亘理町内の農林水産業関係、仕事関係、さらには例えば、わかりやすく言いますと消防の内容とかごみの処理の問題、そういったものも皆このページの中にカラーで入っているんですね。そういったものを一部内容が変わってきますと直していかなければならないということで2年に一遍ということになっているんですが、去年の災害のためにそこができなかったということ、そういったことから、この内容については、去年の後半からできればことしの夏休

みあたりまである程度めどをつけたいと私は考えておったんですが、やはりなかなかそこまでいかなかったのが現状でございます。

そういったことで、今回350冊を増刷するわけですが、これについては平成21年版のやつを増刷して新3年生におあげしたいと。要するに、来年度につきましても同じようにこれを増刷してあげなければならない。そして、来年度までの中で全体的に大きく見直しをして修正をかけて新たな印刷物をつくり、平成26年度、27年度まで新3年生におあげしたいという内容のものでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木久子君） 3点目の協働教育プラットフォーム事業についてお答えいたします。

当初予定しておりました事業内容を変更しております。変更したのは印刷製本費ですが、これは郷土を代表するようなさまざま事項、自然、歴史、文化、産業などを織り込んだ郷土かるたを制作するものでございます。郷土かるたを通して児童生徒が知らず知らずのうちに郷土について認識していただくため、また東日本大震災で失われてしまった景観などを織り込むことでこれらを継承、認識していなかった世代へ伝承していきたいと考えております。

郷土かるたにつきましては、500箱予定しております。それで、配布先につきましては、学校、児童クラブ、また地域で親しんでいただくためにまちづくり推進協議会などへの配布を考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 23ページ、河川費の河川整備事業費、神宮寺ということだったんですけども、もう台風シーズンになるたびに神宮寺の河川、結構いつもあふれるんですけども、こういう部分での委託料なんですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 24ページの河川整備事業費のことだと思うんですけども、場所につきましては、神宮寺のヲフロ沢です。神宮寺の公会堂からずっと北のほうに行きます。そうしますと沢があります。その沢が曲がっているためにちょっと流れが悪い、支障がございますので、今回それをまっすぐにと。この工事のため

の事前の調査でございます、この50万円というのは。そのような内容でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） そうすると、上からもっと流れがよくなるわけですか、大雨のたびに。大分今度厳しくなりますからね。あそこもう本当に大雨のたびに神宮寺の町営住宅あたりがあふれるんですけれども、そこまでは行かないということですね、この50万円は。ヲフロ沢のほうを真っすぐにする委託料ということですね。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） そのとおりでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第83号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩をいたします。

再開は午後1時20分といたします。休憩。

午後0時25分 休憩

午後1時20分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第84号 平成24年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第84号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第84号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,220万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,234万円とするものでございます。

初めに歳出からご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思えます。

8款1項1目特定健診審査等事業費でございますが、補正額については動きがございません。財源の内訳について、一般財源でございました267万1,000円について国のほうから補助の対象になるということで支出金のほうに組み入れたものでございます。この特定健診の対象になったものについては、血液検査のクレアチニン検査、血糖値検査、尿検査の3種類でございます。

11款諸支出金1項3目償還金8万円の増でございますが、これについては、13ページに書いてございますとおり、出産一時金補助金の償還金ということで額が確定したことにおいてここに載せさせていただきました。

4目療養給付金交付金返還金2,212万8,000円の増でございますが、これにつきましては、支払基金への返還でございまして、既に交付されている額より確定額が減じたものでその分を戻すものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思えます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税並びに2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、これにつきましては、震災減免及び所得の確定によるもので

ございまして、それぞれ額が確定したことから減じるものでございます。

初めに、1目一般被保険者国民健康保険税、2億310万8,000円を減ずるものでございますが、9ページに書いてございますとおり1節医療費給付金分の減免課税分が1億3,985万5,000円の減でございます。2節後期高齢者支援金の減免分課税分が4,307万5,000円の減でございます。3節介護納付金分減免課税分につきましては、2,004万8,000円分を減ずるものでございます。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、2億9,035万8,000円を減ずるものでございまして、1節医療給付費の減免課税分につきましては1,770万2,000円を減じ、2節後期高齢者支援分減免課税分につきましては532万2,000円を減じます。3節介護納付金分減免課税分につきましては、623万5,000円を減ずるとした補正でございます。

3款2項1目財政調整交付金9,951万9,000円でございますが、震災減免した分につきまして財政調整交付金として国のほうから交付されるもので、その額を増額補正するものでございます。

6款2項3目、次のページになりますが、被災者健康支援費事業補助金でございますが、歳出でもご説明したとおり、県からの補助金があるということで267万1,000円を増額補正するものでございます。

9款2項1目財政調整基金繰入金といたしまして1億5,205万4,000円を増額補正いたしますが、国保税の減額という形で財源不足が生じたものですから繰入金をするものでございまして、繰り入れした今の現在高は6億7,633万7,000円となっているものでございます。

10款1項2目その他繰越金でございますが、33万円ほど増額補正するものでございまして、額が確定したものですからここに増額補正するものでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。終わりとさせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第84号 平成24年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 平成24年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第85号 平成24年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第85号 平成24年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第85号 平成24年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,360万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,162万3,000円とするものでございます。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。

6款1項1目第1号被保険者保険料還付金40万円の補正でございますが、右側の説明のとおり第1号被保険者保険料の還付でございますが、平成23年度の年度末、要するに2月、3月に転出や死亡された方が多かったことから還付金のほうに不足が生じると。当初70万円計上でございますが、それを越えるということで今回40万

円の増額補正をするものでございます。

次に、同じく6款3項1目の返還金でございますが、こちらにつきましては、平成23年度分の介護給付費交付金と地域支援事業交付金の精算によりまして、国と県と支払基金に返還が生じます。それで1,320万1,000円を増額するものでございます。

それでは歳入のほうにお戻りいただきます。8ページ、9ページをお開き願います。

5款2項1目交付金の関係でございますが、こちらの財政安定化基金につきましては、前の第5期の介護保険計画の中で全員協議会等で説明させていただいておりますが、特例的に平成23年に介護保険の一部改正が行われまして、財政安定化基金の取り崩しが平成24年度限りできるということで、県のほうで基金を持っているわけでございますが、そちらのほうの基金の取り崩し、介護保険の抑制等に充てるということで額が決定し交付されましたので、その金額1,228万円を増額補正するものでございます。内容的には交付とありますが町で出した分の戻しということでございます。

それから1つ飛びまして、9款1項1目の繰越金でございますが、平成23年度の決算において実質収支額が5,660万6,144円剰余出ました。その関係で基金のほうに5,400万円積み立て、それから残りの260万6,144円を平成24年度への繰り越しということになりますので、当初計上しております200万円を差し引きまして60万6,000円を増額補正するものでございます。

戻りまして、8款の繰入金でございますが、2項1目介護給付費準備基金繰入金、こちらにつきましては、歳入歳出の関係で歳出のほうに不足が生じますので、その分71万5,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 8ページです。5款2項、今説明がありましたけれども、県の基金の残高は幾らになっておりますか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 県の基金の残高でございますが、37億6,470万6,446円でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第85号 平成24年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 平成24年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第86号 平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正
予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第86号 平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 議案第86号 平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,301万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,892万6,000円とするものでございます。

今回の補正なんですけれども、平成23年度からの繰越金の確定とわたり温泉島の海の復興を目的に亙理町災害防止協議会より頂戴した寄附金をわたり温泉島の海運

営基金として全額積み立てるものでございます。

それでは歳出のほうからご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

2款1項1目基金積立費1,301万3,000円。わたり温泉島の海運営基金積立金として積み立てするものでございます。

続きまして歳入のほう、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

4款1項1目繰越金1万3,000円、こちらのほうは平成23年度の繰越金が確定したことにより増額補正するものでございます。

6款1項1目寄附金1,300万円、亶理町災害防止協議会からの寄附金でございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第86号 平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第87号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第87号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第87号 平成24年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ593万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億298万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項1目一般管理費4,000円の減額でございます。右に書いてございますとおり、消耗品費の額の確定をしたものでございまして、この分を減額するものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金494万円の増額、これにつきましては、出納閉鎖期間中に保険者から納付された保険料を後期高齢者に繰越金として納付するという形になっておりますので、納付された保険料が確定したものですからここに計上させていただいております。

3款1項1目後期高齢者医療保険料等還付金100万円の増額補正でございます。介護保険料と同じように、還付する額が多いというところから、当初50万円ほどの予算を計上しておりましたが、100万円を追加計上し150万円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

4款1項1目繰越金493万6,000円を増額するものです。歳出のところでもご説明したとおり、繰越金の額の確定と保険料の納付されたものの額が確定したものですから、ここに計上させていただきました。

5款3項2目歳出還付補填金100万円の増額でございます。歳出にもありましたとおり、還付する額については広域連合のほうから補填されるものでございますの

で、その分を歳入として見越しております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第87号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第88号 平成24年度亶理町水道事業会計補正予算
（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第14、議案第88号 平成24年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 亶理町水道事業会計補正予算の1ページをお開きいただきます。

議案第88号 平成24年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

なお、今回の補正につきましては、受託工事に係るものが主なものでございます。

第1条 平成24年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

ろによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり補正する。

収入、第1款第1項営業収益、既決予定額7億236万9,000円に246万7,000円を追加し、7億483万6,000円とするものでございます。

支出、第1款第1項営業費用、既決予定額7億1,991万7,000円に250万円を追加し、7億2,241万7,000円とするものでございます。

第1款第2項営業外費用、既決予定額8,064万3,000円から25万9,000円を減額し、8,038万4,000円とするものでございます。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入、第1款第2項工事負担金、既決予定額2,150万円に1,050万円を追加し、3,200万円とするものでございます。

支出、第1款第1項建設改良費、既決予定額2億1,445万1,000円に1,910万円を追加し、2億3,355万1,000円とするものでございます。

第1款第2項企業債償還金、既決予定額1億5,201万8,000円から1,000円を減額し、1億5,201万7,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

収益的収入、1款1項3目その他営業収益の246万7,000円の追加補正につきましては、災害復旧分に係りますところの消火栓維持管理の負担金でございます。

収益的支出、1款1項2目排水及び給水費の250万円の追加補正につきましては、災害復旧分に係りますところの消火栓の維持管理費でございます。

2款1目支払利息及び企業債取扱諸費の25万9,000円の減額につきましては、企業債利息の確定によります軽減が図れたものでございまして、その分の減額でございます。

次に、4ページ、5ページをお開きいただきます。

資本的収入、1款2項1目工事負担金の1,050万円の追加補正につきましては、受託工事に伴いますところの負担金でございます。

続きまして、資本的支出、1款1項3目改良事業費の1,910万円の追加補正につ

きましては、平成22年度に配水管の布設工事をいたしました主要地方道亘理村田線舗装の本復旧と配水管の布設工事でございますが、仮称逢隈公園までの配水管の布設工事並びに荒浜漁港フィッシャリーナの給水管の布設の工事の工事費でございます。

2項1目企業債償還金の1,000円の減額につきましては、償還金の確定によりますところの減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2ページの支出です。1款2項1目、利率の軽減ですけれども、何%から何%に軽減されたのか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 借り入れ予定といたしましては2.2%の予定だったわけですが、実際に借り入れましたら1.7%でございまして、0.5%の軽減になってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第88号 平成24年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 平成24年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

について

議長（安細隆之君） 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、議案書の19ページをごらん願いたいと思います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものでございます。

この中西さんは任期が平成24年12月31日をもって満了するため、引き続き委員として推薦するものでございます。

記。住所、亶理町字西郷10番地。氏名、中西紀子。生年月日、昭和19年6月21日。

次のページについては、経歴書ということで本籍が北海道、住所につきましては亶理町字西郷10番地。氏名、ご案内のとおり。学歴につきましては、昭和42年3月に東北福祉大学福祉学科を卒業されまして、職歴といたしましては、社会福祉法人関係あるいは国立宮城病院、そして亶理町のゆうゆう作業所の指導員として働いていた方でございます。

公職につきましては、人権擁護委員として平成22年1月から現在も人権擁護委員として活躍をいたしているわけでございます。再び人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第16 報告第6号 平成23年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率についてから

日程第17 報告第7号 平成23年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についてまで

（以上2件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第16、報告第6号 平成23年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び日程第17、報告第7号 平成23年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

初めに、報告第6号について当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議案書21ページになりますが、報告第6号についてご説明を申し上げます。

平成23年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について。

平成23年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、下記のとおり報告するものでございますが、この指標につきましては、平成19年度決算から財政の健全性を判断する指標として公表が求められておりますが、今回の平成23年度につきましても財政健全法に基づく4指標のいずれもが国が示します早期健全化基準並びに財政再生基準を大きく下回っておりまして、資金不足比率につきましても経営健全化基準を下回り、健全財政を維持しているものでございます。

初めに、上の指標になりますけれども、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率でございまして、その名称のとおり赤字の状況を比率で示すものでございまして、そ

こには数字が入っておりませんが、いずれも黒字となっているため数値としてあらわせないものでございます。また、その隣の実質公債費比率につきましても、平成22年度を0.3%下回りまして9.6%となっております。国から示されております早期健全化基準25.0%及び財政再生基準35.0%のいずれの基準をも下回っているところでございます。将来負担比率につきましても、平成22年度を34.2%下回りまして3.7%となっているところでございます。早期健全化基準でございます350.0%を大きく下回っているものでございます。

次に、下の指標になりますが、資金不足比率につきましては、亘理町公共下水道事業特別会計、わたり温泉島の海特別会計、亘理町工業用地等造成事業特別会計の3会計とも資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないことから無記入となっているものでございます。

以上で報告を終わります。

議長（安細隆之君） 次に、報告第7号について当局からの提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 次ページの22ページをお開きいただきます。

報告第7号 平成23年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についてご説明いたします。

平成23年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、下記のとおり報告するものでございます。

資金不足比率、亘理町水道事業会計。資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため数値としてあらわせないものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これで報告第6号 平成23年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第7号 平成23年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後1時48分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 小 野 一 雄

署 名 議 員 佐 藤 正 司